

事務連絡
令和3年3月31日

各 都道府県
指定都市 認可外保育施設担当課（室）御中
中核市
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

認可外の居宅訪問型保育事業者等に対する集団指導の実施について

日頃より、保育行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

認可外保育施設に対する立入調査については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、年1回以上行うことを原則としていますが、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、「立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うこと。」としているところです。

また、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）に対する年1回以上の立入調査の実施が困難である場合には、立入調査に代えて集団指導を年1回以上行うこともやむを得ないこととしています。

今般、集団指導の実施に当たっての留意事項について下記のとおりお示します。内容について御了知の上、効果的かつ効率的な指導監督の実施に取り組んでいただくようお願いします。

記

1 実施主体について

認可外保育施設に対する指導監督権限を有する都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が行うこととし、各自治体の必要性に応じて、他の自治体と連携して実施することも可能とする。

2 受講者及び実施形式について

各施設、事業者の施設長、設置者、管理者又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により実施すること。複数の保育従事者を雇用している事業者については、代表者・研修担当者等が参加し、指導内容について所属する保育従事者への共有等を行うこと。

また、都道府県等は、対象事業者に対し、事前に日時、場所、指導内容等を文書等により通知すること。

(留意点)

- ・ 地域の事業所数などの実情に応じて、毎年必要な回数を実施すること。
- ・ やむを得ない事情により、設定した日時に参加できない者がいる場合は、都道府県等は、(開催日時を工夫した上で) 別途受講の機会を設けるなどの対応を行うこと。
- ・ 別途個別の面談を行うこと等により、集団指導に係る内容についての指導・確認が行われる場合には、集団指導に参加しないことを妨げるものではないこと。
- ・ 都道府県等は、事前(あるいは事後)に提出を受けた評価事項に係る適合状況を確認するための関係書類等を確認した上で、個別の助言等が必要と判断した場合には、別途面談等により助言等を行うこと。

3 その他の留意事項について

集団指導を行うこととしている場合についても、苦情等の内容が深刻なとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、都道府県等が必要と判断する場合には、立入調査を行うこと。

また、集団指導及び書類審査等を実施した結果、指導監督基準に照らして改善を求める必要があると認められる場合には、文書により改善指導を行うこととし、虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取すること。

また、証明書の交付に際しては、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」第2の3を参照すること。

なお、既に集団指導を実施している都道府県等の事例として、以下のような事例がみられた。各都道府県等におかれては参照の上、効果的かつ効率的な指導監督の実施に取り組んでいただきたい。

「認可外」だけど 「何でもあり」じゃない!

- 子どもたちの健全な成長や安心安全な保育環境を実現するためにも、子どもの預かりを行う者の責務として『認可外保育施設指導監督基準』を守っていただくことが必要です!
- 認可外保育施設の中には、営利を優先するあまり、人員配置等の環境面への配慮が十分に行き届かず、死亡事故が発生した事例があります。
- また、ただちに事故に繋がらない場合でも、基準を満たさない状態で保育を続けることで、子どもたちの心身の発達に悪影響を及ぼす場合があります。
- 都道府県等は、認可外保育施設が子どもたちを保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、立入調査等により指導監督を行っています。改善勧告が改善されない場合や悪質なケースに対しては「事業停止命令または施設閉鎖命令」を行います。



認可外保育施設 指導監督基準とは?

わかりやすく解説した 動画があります!

認可外保育施設が 守るべき8項目

認可外保育施設の運営者の方、勤務する職員の方が守るべき基準を分かりやすく解説した動画です。なかなか基準について学ぶ時間が取れず、内容を把握することが難しいと感じられている方などは、映像とともに理解を深められます。



動画はこちら➡



令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

企画・制作:株式会社小学館集英社プロダクション

認可外保育施設の運営者の方
認可外保育施設で働かれている方へ

まずはここを
おさえましょう!

認可外保育施設の 運営のポイント



認可外保育施設 での事故

認可外保育施設では、以下のような要因から痛ましい事故が発生しており、死亡事故は16年間で合計**140件***にのぼります。

- 園長からの虐待
- 食事時の窒息



こうした事故の多くは、指導監督基準が守られていない施設で起きており、事故をなくしていくためにも、指導監督基準をすべての施設において守っていただくことが重要です。



なお、事故を起こした場合、多額の損害賠償が発生するケースもあります。

実際に、平成27年に起きた認可外保育施設での1歳児の死亡事故では、**5,700万円以上の損害賠償請求が認められました**。

※「教育・保育施設等における事故報告集計」より、平成16年～令和元年の件数

基準を満たさないと…

✓ 施設の閉鎖を求められることも…

都道府県等の指導監督により、施設に対する「改善指導」・「改善勧告」、施設名などの「公表」の措置を通じて改善を図り、改善されない場合や悪質なケースに対しては「事業停止命令または施設閉鎖命令」を行います。

✓ 保育料無償化の対象外となります…

認可外保育施設は、子ども子育て支援法の施行（令和元年10月）により、保育料無償化の対象とされています。

令和6年10月以降は、指導監督基準を満たさない施設については、保育料無償化の対象ではなくなりますので、ご注意ください。

基準を満たすことによるメリット

✓ 保育料無償化の対象となります！

✓ 税制上の優遇措置があります！

指導監督基準を満たす施設の利用料に係る消費税は非課税になります。

✓ その他、各自治体において、基準を満たす施設に対する支援がある場合があります！

認可外保育施設を 開設するときのルール

保育を目的とする施設*（小規模の施設やベビーシッターを含む）を開設した場合は、**開設後1ヶ月以内に届出が必要**です！

※教育目的である施設であっても、乳幼児が保育されている実態があれば届出を行う必要があるため、届出の必要性については、都道府県等へお問い合わせください。

届出をしていない、又は虚偽の届出を行っている施設の設置者は、**50万円以下の過料に処されます**。

(<http://www.acsa.jp/htm/license/>)

働く職員の資格についてのルールも 守ってください！

認可外保育施設で働く職員には、一定の資格が必要です。特に、ベビーシッターとして働く場合は、保育士又は看護師（准看護師を含む）資格を有していない場合、都道府県等が実施する研修を受ける必要があります。研修の受講を希望する方は、各都道府県等におたずねください。



見落としがちな基準も忘れずに…

このほか、見落としがちな基準の項目についてまとめたチェックリストもあります。

チェックリストはこちら →

※「10 認可外保育施設関係」の項目に掲載されています。

